

より開かれた市政の実現のために

情報公開および個人情報保護制度の運用状況

市では、市政の情報公開の推進と個人情報の保護を図るため「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を設けています。

ここでは、平成19年度におけるこれらの制度の運用状況を公表するとともに、市民の皆さんに制度を理解し活用していただくため、その概要についてお知らせします。

◆情報公開制度

情報公開制度は、公正で透明な開かれた市政の運営のために、市が保有する情報の市民への提供、公表および開示の請求等について定めたものです。

市では「旭市情報公開条例」により、この制度を運用しています。この条例に基づき、市民の皆さんは、市が保有する各種の情報の開示を請求することができます。

平成19年度情報公開制度の運用状況

開示請求件数	17件		
うち開示件数	13件	不開示件数	4件

◆個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保し、公正で信頼される市政の推進のために、その開示請求の権利等を保証する制度です。

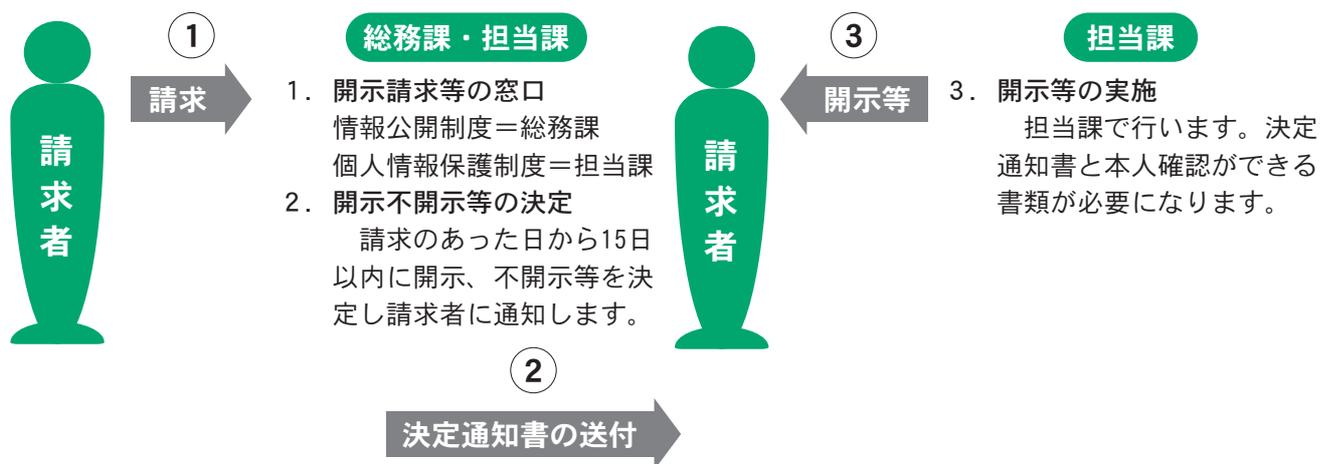
市では「旭市個人情報保護条例」により、この制度を運用しています。この条例に基づき、市民の皆さんは、市が保有する自身の個人情報について、開示、訂正、削除および使用の中止を請求することができます。

平成19年度個人情報保護制度の運用状況

開示請求件数	109件		
うち開示件数	109件	不開示件数	0件

◆情報開示等の請求の流れ

情報公開制度および個人情報保護制度による情報開示等の請求の流れは、次のとおりです。



◆審議会等の会議の公開

市では、情報公開のいっそうの推進を図るため、市民の皆さんが市政に関わる会議を傍聴することができる「審議会等の会議の公開制度」を設けています。傍聴できる会議は、開催の1週間前までに市役所の情報公開コーナーの掲示板でお知らせしています。

情報公開と個人情報保護に関する問い合わせは、総務課庶務行政班（☎62-5310）まで。